

## 高山市サテライトオフィス開設支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内においてサテライトオフィスを開設した事業者に、開設時の初期経費等を対象として補助金を交付することで、市内におけるサテライトオフィスの立地を促進し、地元雇用や移住の促進、ビジネス機会の創出による地域経済の好循環の創出を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 法人及び個人をいう。
- (2) サテライトオフィス 事業者が事業の本拠から離れた場所に設置した事務所であって、従業員が本拠の業務を行う就業場所たる事務所をいう。ただし、営業及び物流を中心とした事務所並びに小売り、飲食等接客を目的とした店舗を除く。

### (補助対象者)

第3条 補助対象者は、飛騨地域内に本社及び住民票を有しない者で、次の要件を全て満たす者とする。ただし、1事業者当り1回を限りとする。

- (1) 高山市内にサテライトオフィスを有していない事業者が新たに高山市内でサテライトオフィスを開設すること。
- (2) 事業者が自らの事業に係る事務処理業務等を行うため整備し、自らが運営すること。
- (3) サテライトオフィスに役員又は従業員を1名以上就労させること。ただし、サテライトオフィスを開設する事業者が個人の場合は、その者を含むことができる。

### (補助対象経費等)

第4条 補助対象経費及び補助率は、別表の区分欄に掲げる区分に応じ、同表のとおりとする。ただし、補助金の総額は、同表に掲げる区分を通じて、3年間で100万円を上限とする。

2 補助対象経費は、証拠書類等によって、目的、金額及び支払いの事実が確認できる費用とする。

### (交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高山市サテライトオフィス開設支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に、事業計画書、開設したことを証明する書類、開設に要した初期経費及び借上料の額並びに支払い時期がわかる明細、開設に要した初期経費及び借上料を証明する書類の写し並びに就業規則等雇用の状態がわかる書類の写しを添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請の期限は、別表に定めるところとする。

### (交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと決定したときは高山市サテライトオフィス開設支援事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、

補助金を交付すべきことが不相当と認めたときは高山市サテライトオフィス開設支援事業補助金不承認通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（事業確認）

第7条 申請者は、交付の決定を受けた日から3年間、サテライトオフィスにおいて事業が継続されていることを、高山市が毎年確認するための現地調査に協力しなければならない。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第8条 市長は、補助金の交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくはその一部の返還を命ずることができる。

(1) 開設後3年を満たさずに補助金を受けた事業を閉鎖、休止又は市外へ事業所を移転したとき。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

ア 事業実施場所を変更し、市内で事業を継続して行っているとき。

イ 事業者からのヒアリングを通じて、事業者も相応の経営改善努力を行っていたことが確認されたとき。

ウ 高山市又はコンサルティングなどによるフォローを受けたにもかかわらず経営が改善できず、サテライトオフィスの閉鎖や休止をしたとき。

エ 天災、疾病、死亡に伴いサテライトオフィスを閉鎖又は休止したとき。

(2) その他不正偽りの行為があったとき。

（重複交付の禁止）

第9条 当該補助金と補助対象経費が重複する他の補助金との併用はできない。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和2年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

区分	補助対象経費	補助率	申請の期限
初期経費	高山市内のサテライトオフィスの開設までに要した次の費用 ・高山市内のサテライトオフィスの開設に伴う工事費用（住居兼店舗又は住居兼事務所については、住居部分に係る費用を除く。） ・高山市内のサテライトオフィスで使用する備品購入費 ・高山市内のサテライトオフィスに設置する電話、インターネット、警備保障の工事費用 ・高山市内のサテライトオフィスの開設に伴う空き家又は空き店舗の建物取得費（住居兼店舗又は住居兼事務所については、住居部分に係る費用を除く。）	10分の10以内（千円未満切り捨て）	開設の日から1年以内
借上料	・高山市内のサテライトオフィスの開設に伴う空き家又は空き店舗の建物借上料（住居兼店舗又は住居兼事務所については、住居部分に係る費用を除く。）ただし、開設の日が月の初日以外の場合は翌月から対象とするものとし、3年を限度とする。	10分の5以内（千円未満切り捨て）	初年度は開設の日から1年以内。複数の年度にわたる場合、次年度以降は当該年度の3月31日まで

年 月 日

（あて先）高山市長

申請者 住 所  
名 称  
代表者氏名  
電 話

高山市サテライトオフィス開設支援事業補助金交付申請書

高山市サテライトオフィス開設支援事業補助金の交付を受けたいので、高山市サテライトオフィス開設支援事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

申請にあたり、私は暴力団員等若しくは暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないことを宣誓します。

なお、本申請の審査を行うにあたり、私の高山市税の納付状況を調査すること及び必要に応じ、暴力団との関係について岐阜県警察本部に紹介することを承諾します。

記

1. サテライトオフィス名			
2. 業務内容			
3. 従業員数			
4. 開設日			
5. 補助対象経費			
6. 交付申請額			
7. 振込先	金融機関名		
	名義人（フリガナ）		
	普通 ・ 当座	口座番号	

添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 開設したことを証明する書類（写）
- (3) 初期経費及び借上料の額並びに支払い時期がわかる明細
- (4) 初期経費及び借上料を証明する書類（写）
- (5) 就業規則等雇用の状態がわかる書類（写）

別記様式第2号（第6条関係）

年 月 日

様

高山市長

印

高山市サテライトオフィス開設支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの高山市サテライトオフィス開設支援事業補助金交付申請について、下記のとおり交付を決定したので、高山市サテライトオフィス開設支援事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

補助金交付決定額

円

別記様式第3号（第6条関係）

年 月 日

様

高山市長

印

高山市サテライトオフィス開設支援事業補助金不承認通知書

年 月 日付けの高山市サテライトオフィス開設支援事業補助金交付申請について、審査の結果次の理由により補助金の交付を不承認としましたので、高山市サテライトオフィス開設支援事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

（理由）